

麻生区役所職員衛生委員会要綱

(設置)

第1条 麻生区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く）職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則に基づき、麻生区役所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員で構成する。

- 2 委員長は、副区長とし、副委員長は、支部長とする。
- 3 委員は、産業医、衛生管理者及び別表に定める委員をもって構成する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長が召集する。

(部会)

第5条 委員会に、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(書記)

第6条 委員会に書記2人を置く。

- 2 書記は、総務課庶務係長及び庶務係員とする。
- 3 書記は、委員会の事務に従事する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課庶務係内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

まちづくり推進部	総務課長
	生涯学習支援課長
区民サービス部	区民課長
地域みまもり支援センター （福祉事務所・保健所）	高齢・障害課長
川崎市職員労働組合	麻生支部（支部長を除く 4 人）
	民生支部福祉事務所分会麻生福祉事務所班（1 人）
	教育支部社会教育施設部会（1 人）

※職員労働組合各支部に対応する所属の長を各部から 1 人推薦する。